

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日

都道府県
各 指定都市 保育所運営費担当者 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
保育課運営費係

平成 2 2 年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについて

標記については、平成 2 2 年度予算成立後に行う、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 5 1 年 4 月 1 6 日厚生省発児第 5 9 号の 2 厚生事務次官通知）の一部改正により通知する予定ですが、主な改正点は下記のとおりである。

記

1. 保育所徴収金基準額表

本年 1 1 月に実施された行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、保育所徴収金基準額表の階層区分に新たに高所得者層の第 8 階層を創設。（別添参照）

2. 年度途中入所児童の保育単価適用年齢の見直し

運営費を支弁する際の保育単価の適用年齢について、これまで年度途中に入所した児童は、入所した月の初日における年齢の保育単価を適用していたところであるが、クラス編成の実態との整合性を図る観点から、当該年度 4 月初日時点での年齢による単価を適用することとした。

(別添)

平成22年度保育所運営費国庫負担金における 保育所徴収金基準額表(案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)